サ　別表第一区分番号Ｂ０１１―３に掲げる薬剤情報提供料（併設保険医療機関以外の保険医療機関に掲げるものに限る。）

キ　別表第一区分番号Ｂ０１２に掲げる傷病手当金意見書交付料

ユ　別表第一区分番号Ｃ０００に掲げる往診料（併設保険医療機関以外の保険医療機関に係るものに限る。）

メ　別表第一第２章第２部第２節第２款に規定する点数

ミ　別表第一第２章第３部及び第４部に規定する点数

シ　別表第一第２章第５部に規定する点数（専門的な診療に特有な薬剤に係るものに限る。）

ヱ　別表第一第２章第６部に規定する点数（専門的な診療に特有な薬剤に係るものに限る。）

ヒ　別表第一区分番号Ｈ００５に掲げる視能訓練及び別表第一区分番号Ｈ００６に掲げる難病患者リハビリテーション料

モ　区分番号Ｉ０００に掲げる精神科電気痙攣療法

セ　区分番号Ｉ００２に掲げる通院・在宅精神療法

ス　区分番号Ｉ００３―２に掲げる認知療法・認知行動療法

ン　区分番号Ｉ００６に掲げる通院集団精神療法（併設保険医療機関以外の保険医療機関に係るものに限る。）

イイ　区分番号Ｉ００７に掲げる精神科作業療法（併設保険医療機関以外の保険医療機関に係るものに限る。）

イロ　区分番号Ｉ００８―２に掲げる精神科ショート・ケア（併設保険医療機関以外の保険医療機関に係るものに限る。）

イハ　区分番号Ｉ００９に掲げる精神科デイ・ケア（併設保険医療機関以外の保険医療機関に係るものに限る。）

イニ　区分番号Ｉ０１５に掲げる重度認知症患者デイ・ケア料（併設保険医療機関以外の保険医療機関に係るものに限る。）

イホ　別表第一第２章第９部から第13部までに規定する点数

三　別表第二に規定する点数であって次に掲げる点数以外のものが算定されるべき療養

イ　区分番号Ｂ００８―２に掲げる薬剤総合評価調整管理料

ロ　区分番号Ｂ０１４に掲げる退院時共同指導料１

ハ　区分番号Ｂ００３に掲げる在宅患者訪問薬剤管理指導料

ニ　区分番号Ｃ００７に掲げる在宅患者連携指導料

ホ　区分番号Ｃ００８に掲げる在宅患者緊急時等カンファレンス料

六　次に掲げる患者

イ　介護老人保健施設に入所している患者

ロ　介護老人保健施設において短期入所療養介護又は介護予防短期入所療養介護を受けている患者

次に掲げる点数が算定されるべき療養

一　別表第一第３章第１部に規定する点数

二　別表第一第３章第２部に規定する点数であって、次に掲げる点数以外のもの

イ　区分番号Ｂ００４に掲げる退院時共同指導料１の例により算定する点数

ロ　区分番号Ｂ０１０に掲げる診療情報提供料(Ⅱ)の例により算定する点数

三　別表第二に規定する点数であって、次に掲げる点数以外のもの

イ　区分番号Ｂ００８―２に掲げる薬剤総合評価調整管理料

ロ　区分番号Ｂ０１４に掲げる退院時共同指導料１

ハ　区分番号Ｃ００３に掲げる在宅患者訪問薬剤管理指導料

ニ　区分番号Ｃ００７に掲げる在宅患者連携指導料

ホ　区分番号Ｃ００８に掲げる在宅患者緊急時等カンファレンス料

七　次に掲げる患者（以下「介護老人福祉施設入所者」という。）

イ　地域密着型介護老人福祉施設に入所している患者

ロ　短期入所生活介護又は介護予防短期入所生活介護を受けている患者

次に掲げる点数が算定されるべき療養

一　別表第一に規定する点数（当該患者が入所する施設における医師により行われる医学的管理に相当する療養に係るものを除く。）

二　別表第二に規定する点数

三　別表第三に規定する点数であって、次に掲げる点数以外のもの

イ　区分番号１３の２に掲げるかかりつけ薬剤師指導料

ロ　区分番号１３の３に掲げるかかりつけ薬剤師包括管理料

備考

一　この表において「法」とは、介護保険法（平成九年法律第百二十三号）をいう。

二　この表において「患者」とは、法第六十二条に規定する要介護被保険者等である患者をいう。

三　この表において「短期入所生活介護」とは、法第八条第九項に規定する短期入所生活介護をいう。

四　この表において「介護予防短期入所生活介護」とは、法第八条の二第七項に規定する介護予防短期入所生活介護をいう。

五　この表において「短期入所療養介護」とは、法第八条第十項に規定する短期入所療養介護をいう。

六　この表において「介護予防短期入所療養介護」とは、法第八条の二第八項に規定する介護予防短期入所療養介護をいう。

七　この表において「地域密着型介護老人福祉施設」とは、法第八条第二十二項に規定する地域密着型介護老人福祉施設をいう。

八　この表において「介護老人福祉施設」とは、法第八条第二十七項に規定する介護老人福祉施設をいう。

九　この表において「介護老人保健施設」とは、法第八条第二十八項に規定する介護老人保健施設をいう。

十　この表において「介護医療院」とは、法第八条第二十九項に規定する介護医療院をいう。

十一　この表において「指定介護療養施設サービス」とは、健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条による改正前の介護保険法（以下「旧介護保険法」という。）第四十八条第一項第三号に規定する指定介護療養施設サービスをいう。